

国立大学法人東京農工大学研究成果としての有体物の取扱いに関する規程の改正

国立大学法人東京農工大学研究成果としての有体物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第6条）</p> <p>第2章 管理（第7条・第8条）</p> <p>第3章 提供（第9条・<u>第10条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第11条・第12条</u>）</p> <p>附 則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における研究開発成果としての有体物（以下「成果有体物」という。）に関して、<u>研究開発の場での利用、産業上の利用を簡易に行うため、成果有体物の譲渡、貸付等に係る契約等の管理運用について、適切かつ円滑な取扱いを確保することを目的とする。</u></p> <p>（準拠規程等）</p> <p>第2条 成果有体物の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学会計規則第28条に基づくほか、「研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書」（平成14年5月 研究開発成果の取扱いに関する検討会報告）、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」（平成14年7月31日付け14振環産第22号文部科学省通知、以下「14振環産第22号通知」という。）及び「不正競争防止法」（平成5年5月19日法律第47号）の趣旨に鑑み、この規程を定める。</p> <p>（成果有体物の帰属）</p> <p>第3条 成果有体物については、円滑かつ適正な取引・流通を可能とし、</p>	<p>国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第6条）</p> <p>第2章 管理（第7条・第8条）</p> <p>第3章 契約（第9条 - <u>第12条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第13条 - 第15条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における研究開発成果としての有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いに関して、<u>産業上での研究開発利用及び学術研究のための利用を円滑に行うため、成果有体物の取得、保管、提供等に係る契約等に必要事項を定めることにより、成果有体物の適正で良好な管理を図ることを目的とする。</u></p> <p>（準拠規程等）</p> <p>第2条 成果有体物の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学会計規則第28条に基づくほか、「研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書」（平成14年5月 研究開発成果の取扱いに関する検討会報告）、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」（平成14年7月31日付け14振環産第22号文部科学省通知、以下「14振環産第22号通知」という。）及び「不正競争防止法」（平成5年5月19日法律第47号）の趣旨に鑑み、この規程を定める。</p> <p>（成果有体物の帰属）</p> <p>第3条 <u>本学の役員及び職員（以下、「役職員」という。）が研究開発の</u></p>	

知的資産の蓄積と研究開発の場での利用を促進するため、原則として本学の帰属とする。

(成果有体物の範囲)

第4条 成果有体物の範囲は次の各号に定める学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。)とし、材料、試料(微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種等)、菌株、実験動物、試作品及びモデル品等とする。

- 一 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの
- 二 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に定めるものを得るために利用されるもの
- 三 前2号に定めるものを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- 四 その他成果有体物とすることが必要と認めるもの

(定義)

第5条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「創作」とは、研究の過程において知的資産として意義のある有体物を新たに創り出すことをいう。
- 二 「取得」とは、購入、無償譲渡、創作、改良、増殖により、本学において新たに成果有体物を所有することをいう。
- 三 「提供」とは、本学以外の者へ、成果有体物を譲渡又は貸付するこ

成果として取得した成果有体物については、円滑かつ適正な取引・流通を可能とし、知的資産の蓄積と研究開発の場での利用を促進するため、原則として本学の帰属とする。ただし、本学の役職員が学外の機関(企業等の民間機関、外国機関を含む。以下「外部機関」という。)との連携において得られた成果有体物の帰属については、当該外部機関との契約等の取決め並びに関係法令の規定によるものとする。

(成果有体物の範囲)

第4条 成果有体物の範囲は次の各号に定める学術的価値のある有体物(論文、講演、データベース、プログラム及びその他の著作物等に関するものを除く。)及び国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程第3条に掲げる知的財産(以下、知的財産という)と密接に関連する有体物で、材料、試料(微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種等)、菌株、実験動物、試作品及びモデル品等であって、次の各号に該当するものをいう。

- 一 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの。
- 二 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に定めるものを得るために利用されるもの。
- 三 前2号に定めるものを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの。
- 四 前3号に定めるものの他、取得又は提供に際して、秘密保持及び知的財産に関する取り決めが必要である物品で、成果有体物として取り扱うことが適切であると認められるもの。

(定義)

第5条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「創作」とは、研究の過程において知的資産としての成果有体物を新たに創り出し、当該成果有体物を本学の管理下におくことをいう。
- 二 「取得」とは、成果有体物を購入、無償譲受、借入等により、新たに本学の管理下におくことをいう。
- 三 「提供」とは、本学以外の者へ、成果有体物を譲渡又は貸付するこ

とをいう。

四 「保管」とは、成果有体物の性質等を維持することをいう。

(成果有体物の活用)

第6条 成果有体物については、円滑な提供と適切な取扱いにより研究機関及び研究者が研究開発に利用できるようにするとともに、適切な契約等による産業利用を通じ、広く社会に還元するものとする。

第2章 管理

(成果有体物の管理方法)

第7条 第3条の規定により、本学の帰属となった成果有体物は、多種多様なものが膨大に存在するため、その性質や財産的価値に応じて、関係規程等を踏まえつつ合理的な体制により管理する。

(成果有体物の管理体制)

第8条 前条に定める管理体制は、次の各号による。

一 特に学術的・財産的価値の高いもの、その他全学的な観点等から組織として管理を行うことが適当と考えられるものについては、財産管理役に別紙1による届出を行い、国立大学法人東京農工大学物品管理規程(以下「物品管理規程」という。)に基づき管理(以下「機関管理」という。)する。

二 前号で定める機関管理による成果有体物以外のもので、研究試料、材料などの消耗品については、供用している研究者が、財産管理役補助者として、適切に管理(以下「研究者管理」という。)し、財産管理役に対して責任を負う。

2 前項第2号の規定による研究者管理の成果有体物については、提供に当たり事後に問題が生じないよう、当該成果有体物の帰属や提供の相手方などを明確に記録すること。

第3章 提供

(成果有体物の提供)

第9条 研究者管理の成果有体物を提供する場合には、成果有体物の性質、提供の相手方及び利用目的に応じ、適切な提供を行うこととし、次の

とにより、本学における直接管理から離れることをいう。

四 「保管」とは、成果有体物の性質等を維持することをいう。

(成果有体物の活用)

第6条 本学は、成果有体物について円滑な提供と適切な取扱いにより研究機関及び研究者が研究開発に利用できるようにするとともに、適切な契約等による産業利用を通じ、広く社会に還元するものとする。

第2章 管理

(成果有体物の管理方法)

第7条 本学が創作又は取得した成果有体物は、多種多様なものが膨大に存在するため、その性質や財産的価値に応じて、関係規程等を踏まえつつ、適切かつ合理的な体制と方法により管理する。

(成果有体物の管理体制)

第8条 前条に定める管理体制は、次の各号による。

一 第4条に定める成果有体物であって、特に学術的・財産的価値が高く、全学的な観点等から組織として管理を行うことが適当と考えられるものについては、財産管理役に届出を行い、国立大学法人東京農工大学物品管理規程に基づき管理(以下「機関管理」という。)する。

二 機関管理によらない成果有体物(以下、「研究試料」という。)については、創作又は取得した役職員が、適切に保管(以下「研究者保管」という。)する責任を負う。

2 前項第2号の規定による研究試料については、取得又は提供に当たり事後に問題が生じることがないように、研究者保管の責任を負う者が、当該成果有体物の帰属や提供の相手方等の必要事項を明確に記録するものとする。

第3章 契約

(研究試料にかかる審査)

第9条 本学の役職員が、研究試料を取得又は提供する場合は、研究試料の性質に留意し、審査に必要な書類を付して、産官学連携・知的財産セ

各項の規定により提供できるものとする。

2 学術・研究開発を目的として利用する機関及び研究者への成果有体物の提供は、物品管理規程第23条に準じて無償提供できるものとし、次の各号による。

一 要請により提供する場合、提供先に成果有体物の取扱いに関する必要な条件を提示したうえで承諾する。

二 研究の必要から能動的に提供する場合、提供先に対し、事前に成果有体物の取扱いに関する必要な条件を提示したうえで提供する。

3 産業利用(収益事業)を目的として利用する者への成果有体物の提供は、提供の要請者と本学との間において、成果有体物の取扱いに関する必要な条件を明記した譲渡又は貸付契約を締結し、有償で提供する。

4 前項に定める契約の締結にあたっては、当該研究者は契約担当役に対して必要な措置を請求すること。

5 機関管理を行う成果有体物についても前3項までの規定により提供できるものとする。

(成果有体物の提供手続き)

第10条 前条第2項に定める成果有体物の提供手続きは、提供の相手方、成果有体物の性質に留意し、次の各項の規定による。

2 機関管理の成果有体物を他の機関又は機関に所属する研究者等(以下「機関等」という。)に一定期間継続して提供する場合には、次の各号の手続による。

一 機関等との間で当初に成果有体物の提供対象を定めた協議書を取り交わす。

二 協議書の締結後は研究者間で提供を行う。

三 提供した場合には、その都度、財産管理役に報告する。

四 研究者は責任をもって提供に関する記録を保管する。

五 研究者間での提供に関する記録は、ファクシミリや電子メール等による記録も可能とする。

3 研究者管理の成果有体物を、研究に供するため機関等に提供する場合には、前項第3号から第5号を準用し、研究者間での提供を可能とする

ンター長(以下「知財センター長」という。)の承認をとらなければならない。ただし、取得又は提供する相手先が、大学等の教育機関に所属する教員等又は国内の独立行政法人等が設置する研究所等の研究機関に所属する研究者等で、無償でかつ機関としての契約を必要としない場合については、審査及び承認を省略することができる。

2 知財センター長は、成果有体物の取得又は提供に際し、知的財産の取扱いに関する条件を附した上で、承認するものとする。

3 (削除)

4 (削除)

5 (削除)

(研究試料の取得手続)

第10条 本学の役職員が、研究試料を取得する場合は、前条に定める承認を得た後に、契約担当役に対して必要な手続きを請求するものとする

2 前項に定める研究試料の取得の手続については別に定める。

3 (削除)

4 (削除)

。

4 成果有体物を提供する際の手続きに関する書類については、原則として別添1から別添4の様式に準じるものとする。

第4章 雑則

(成果有体物に関するデータ等の取扱い)

第11条 成果有体物に関するデータ等の取扱いについては、14振環産第22号通知を準用して、適切に取扱うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるものの他、必要な事項については別に定める

。

(研究試料の提供手続)

第11条 本学の役職員が、研究試料を提供する場合には、第9条に定める承認を得た後に、契約担当役に対して必要な手続きを請求するものとする。

2 研究試料を提供する際の対価は原則として、企業等に対しては有償とし、国又は学術研究機関等に対しては無償とする。

3 前項の規定にかかわらず、研究試料の提供に際し、研究試料を調製するために必要な経費(送料等を含む。以下「調製経費」という。)は、対価に含ませ、又は対価とは別に徴収することができるものとする。

4 前三項のほか、研究試料の提供の手続きは別に定める。

(機関管理成果有体物への準用)

第12条 第8条第1項第1号に定める機関管理による成果有体物の契約手続きについては、国立大学法人東京農工大学物品管理規程に定める手続きにより行うものとする。ただし、契約に際し、知的財産の取扱いに関する取り決めが必要な場合については、第9条の規程を準用し、審査承認を行うことができるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 成果有体物に関するデータ等の取扱いについては、14振環産第22号通知を準用して、適切に取扱うものとする。

2 本学の役職員が、成果有体物の取得又は提供に際し、守秘義務がある場合にはこれを遵守しなければならない。

第4章 雑則

(提供奨励研究費)

第14条 本学が、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、当該成果有体物を創作した者(以下、「創作者」という。)が所属する研究室に対して、成果物の提供に係る収入の50%を成果有体物提供奨励研究費(以下、「提供奨励研究費」という。)として、配分できるものとする。ただし、当該収入に調製経費が含まれている場合、提供奨励

附 則 省略

研究費の算定に際し、当該収入から調製経費を控除することができるものとする。

2 調製経費は、前項の収入があった後、直ちに創作者の所属する研究室に配分するものとする。

(専決事項)

第15条 成果有体物の取得又は提供に際し、契約が必要になる場合の専決権限等は、別表に定める。

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則 省略(現行どおり)

別表

相手先の種別 本学の立場		国又は学術研究機関等		企業	
		無償	有償	無償	有償
提供側	対価	無償	有償	無償	有償
	承認者	知財センター長 1	知財センター長	知財センター長	知財センター長
取得側	契約者	名義者(署名する者)は学長。専決は研究支援産学連携TL。 2	名義者(署名する者)は学長。専決は研究支援産学連携TL。	名義者(署名する者)は学長。専決は研究支援産学連携TL	名義者(署名する者)は学長。専決は研究支援産学連携TL
	対価	無償	有償	無償	有償
	承認者	知財センター長 1	知財センター長	知財センター長	知財センター長

別紙 1 (第 8 条第 1 項第一号関係)

平成 年 月 日

財産管理役 殿

所属部科
役職・氏名

成果有体物機関管理届出書

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程第 8 条第 1 項第一号の規定に基づき、下記のとおり届出いたしますので、物品管理規程第 11 条に準じた取得手続方をよろしく願います。

記

1. 研究者管理する成果有体物の名称及び数量
別添一覧表のとおり

2. 成果有体物使用名

契約者	名義者（署名する者）は学長。専決は研究支援産学連携 TL。 2	名義者（署名する者）は学長。専決は地区会計 TL。 3	名義者（署名する者）は学長。専決は研究支援産学連携 TL	名義者（署名する者）は学長。専決は地区会計 TL。 3
-----	---------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------

- 1 省略することができる。
- 2 承認を省略し、かつ名義者（署名する者）が教員本人のみで可能な場合は、個人として契約するものとする。
- 3 金額が 500 万円を超える場合については、総括本部長（不在の場合は副学長（総務担当））。

別紙削除

所属部科
役職・氏名

3. 保管についての機関管理を必要とする理由(印をつける)
学術的な価値が高い 財産的価値が高い
その他全学的な見地から機関管理を必要とする(別紙理由書のとおり)

4. 管理を行う場所
地区名
建物名
部屋番号

5. 取得に際して本学が負担した直接的な経費(送料等を含み、本学役職員の人件費を含まず)
_____ 円算定不能(該当する場合に 印)

6. その他

(別添 1 無償譲与のモデル)

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

申請者の住所及び氏名 ×××× 印
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

研究開発成果物無償譲与申請書

東京農工大学における研究開発成果物を、下記事項のとおり無償で譲与

を受けを申請する。

記

1. 譲与を受けようとする成果物の名称及び数量
2. 担当研究者名(注:東京農工大学の成果物を管理する研究者名を記す)
3. 使用目的
4. 譲与を必要とする理由
5. 譲与条件の遵守
研究成果有体物の譲与に当たり条件が付される場合にはその事項を遵守します。
6. その他参考となる事項

平成 年 月 日

× × × × 殿

東京農工大学長

印

研究開発成果物無償譲与承認書

平成 年 月 日、××から受けた研究開発成果物無償譲与申請について、下記事項のとおり承認する。

記

1. 譲与する成果物の名称及び数量

2. 譲与目的

3. 譲与の期日及び場所

4. 譲与条件

別添の譲与条件のとおりとする。

譲与条件において、甲を東京農工大学とし、乙を××とする。

【譲与条件（例）】

（意義）

第1条 甲は、甲及び乙の研究活動の一環として、乙からの研究目的による要請に基づき本成果物を譲与する。

（譲与）

第2条 甲は乙に対し、本承認後速やかに、次条に定める目的の範囲内で使用するために本成果物を無償で譲与する。

（使用目的）

第3条 乙は、譲与を受けた本成果物を、乙の申請した使用目的、非営利目的かつ非臨床目的のためにのみ使用しなければならない。

2 乙は、甲の事前の文書による承諾なく本成果物（本成果物から得られた成果物、又は本成果物に変更を加えることによって得られ、かつ本成果物の主要な要素を備えた成果物を含む。）を第三者に提供してはならない。

3 乙は、本成果物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から提供を受けたものであることを明記しなければならない。

（成果物の受領）

第4条 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するも

のとする。

(費用負担)

第5条 乙は、本成果物の引渡しに要する費用を負担するものとする。

(非保証)

第6条 本成果物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務(直接、間接損害を問わない。)を負わない。

(誠実義務)

第7条 本譲与条件に定めのない事項が生じたとき、又は本譲与条件の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第8条 本譲与は、日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本譲与から発生する一切の紛争については、 地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

必要に応じて追加

(秘密保持)

第 条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本譲与に基づき甲から提供され又は開示された本成果物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
- 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- 三 提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接又は間接に甲から得られたものではないこと

五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、乙が本成果物を受領したときから、年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

必要に応じて追加

(新成果創出の取扱い)

第 条 乙は、譲与を受けた本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、本成果の譲与後、年間有効に存続するものとする。

(別添2 無償貸付モデル)

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

申請者の住所及び氏名 ×××× 印
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

研究開発成果物無償借り受け申請書

東京農工大学における研究開発成果物を、下記事項のとおり無償で借り受けを申請する。

記

1. 借り受けようとする成果物の名称及び数量
2. 担当研究者名(注:東京農工大学の成果物を管理する研究者名を記す。)
3. 使用目的及び使用場所
4. 借り受けを必要とする理由
5. 借り受け希望期間
6. 使用計画
7. 貸付条件の遵守
研究成果有体物の貸し付けに当たり条件が付される場合にはその事項を遵守します。

8. その他参考となる事項

平成 年 月 日

× × × × 殿

東京農工大学長

印

研究開発成果物無償貸付承認書

平成 年 月 日、××××から受けた研究開発成果物の無償借り受け申請について、下記事項のとおり承認する。

記

1. 貸付する成果物の名称及び数量
2. 貸付期間
3. 貸付目的
4. 貸付の期日及び場所
5. 使用場所
6. 返納の期日及び場所
7. 貸付条件

別添の貸付条件のとおりとする。

貸付条件において、甲を東京農工大学とし、乙を××とする。

【貸付条件（例）】

（意義）

第1条 甲は、甲及び乙の研究活動の一環として、乙からの研究目的による要請に基づき本成果物を貸し付ける。

（貸付）

第2条 甲は乙に対し、本承認後速やかに、次条に定める目的の範囲内で使用するために本成果物を無償で貸し付ける。

2 乙は、本成果物を善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。

3 乙は、本成果物を改造その他成果物の現状を変更しようとするときはあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、本成果物を、乙の申請した使用目的、非営利目的かつ非臨床目的のためにのみ使用しなければならない。

2 乙は、甲の事前の文書による承諾なく本成果物（本成果物から得られた成果物、又は本成果物に変更を加えることによって得られ、かつ本成果物の主要な要素を備えた成果物を含む。）を第三者に提供してはならない。

3 乙は、本成果物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から提供を受けたものであることを明記しなければならない。

（成果物の受領）

第4条 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し借り受け書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、本成果物の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用を負担するものとする。

（成果物の返納）

第6条 乙は、本成果物を貸付期間満了の日までに指定の場所に返納しなければならない。

2 乙が貸付条件に違反したとき又は甲が特に必要と認めるときは、乙は、甲の指示するところに従い速やかに返納しなければならない。

(成果物の亡失等)

第7条 乙は、本成果物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

2 前項の亡失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、乙の負担において補填若しくは修理又はその損害を弁償しなければならない。

(成果物にかかる実地調査等)

第8条 甲は、本成果物について、随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は本成果物の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができる。

(非保証)

第9条 本成果物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務(直接、間接損害を問わない。)を負わない。

(誠実義務)

第10条 本貸付条件に定めのない事項が生じたとき、又は本貸付条件の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第11条 本貸付は、日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本貸付から発生する一切の紛争については、地方裁判所を

第一審の専属的合意裁判所とする。

必要に応じて追加

(秘密保持)

第 条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本貸付に基づき甲から提供され又は開示された本成果物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
 - 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
 - 三 提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
 - 四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接又は間接に甲から得られたものではないこと
 - 五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの
 - 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの
- 2 前項の有効期間は、乙が本成果物を受領したときから、年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

必要に応じて追加

(新成果創出の取扱)

第 条 乙は、本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、本成果物の貸付期間満了後、年間有効に存続するものとする。

(別添3 売買契約書のモデル)

研究開発成果物売買契約書

(前文)

売出人東京農工大学(以下「甲」という。)と買受人××××(以下「乙」という。)は、次の条項によって研究開発成果物の売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(売買される研究開発成果物)

第1条 甲は、乙に対し、次の研究開発成果物(以下「本成果物」という。)を売却する。

本成果物の名称	}	必要事項を適宜使い
本成果物の数量		
本成果物の管理研究者名		

(売買代金)

第2条 乙は、本成果物の対価として、金 円(うち消費税及び地方消費税 相当額 円)を甲に支払うものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は免除する。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金を、出納命令役の納入の請求により、平成 年 月 日までにその全額を甲に支払わなければならない。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の

日までの日数に応じ、未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(成果物の受領)

第5条 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 乙は、本成果物の引渡しに関する費用を負担するものとする。

(非保証)

第7条 本成果物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生し得る結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務(直接、間接損害を問わない。)を負わない。

(契約解除)

第8条 甲は、乙が第2条に定める売買代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本²契約を解除することができる。

(誠実義務)

第9条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、 地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

必要に応じて追加

(秘密保持)

第 条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された本成果物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りでない。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
 - 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
 - 三 提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
 - 四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接又は間接に甲から得られたものではないこと
 - 五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの
 - 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの
- 2 前項の有効期間は、第 5 条の乙が本成果物を受領したときから、年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

必要に応じて追加

(新成果創出の取扱)

第 条 乙は、本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

- 2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、本成果物の引渡し後、年間有効に存続するものとする。

平成 年 月 日

(甲)住所

東京農工大学契約担当役 印

(乙)住所

××××印

(別添4 研究者管理の提供報告モデル)

平成 年 月 日

財産管理役 殿

所属部科
役職・氏名

成果有体物提供報告書

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 提供した成果有体物の名称及び数量
2. 成果有体物を提供した相手方
申請者の住所及び氏名

<p>(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>3. 使用目的</p> <p>4. 提供を必要とする理由</p> <p>5. 提供条件の遵守 (研究成果有体物の提供に当たり条件を付した場合にはその事項を記載)</p> <p>6. その他参考となる事項</p>		
--	--	--

附 則 (2 1 規程第 1 6 号)

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。